

筑紫野市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
筑紫野中学校入口(東向き)	福岡県筑紫野市針摺東五丁目1-21先	筑紫野市が御笠まちづくり協議会に業務委託契約を締結し、運行する自家用有償旅客運送(道路運送車両法第78条第2項に規定する運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「御笠自治会バス」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	筑紫野市地域公共交通会議において、令和4年3月11日合意
吉木入口(北向き)	福岡県筑紫野市大字吉木2402-1先			
吉木入口(南向き)	福岡県筑紫野市大字吉木2385先			

筑紫野市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
視覚特別支援学校前(東向き)	福岡県筑紫野市大字牛島275先	筑紫野市が御笠まちづくり協議会に業務委託契約を締結し、運行する自家用有償旅客運送(道路運送車両法第78条第2項に規定する運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「御笠自治会バス」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	筑紫野市地域公共交通会議において、令和5年1月20日合意
視覚特別支援学校前(西向き)	福岡県筑紫野市大字永岡110-1先			

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
山口(北向き)	福岡県筑紫野市大字山口1912先	筑紫野市と運行業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「筑紫野のると」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	筑紫野市地域公共交通会議において、令和6年11月26日合意
天拝湖入口(東向き)	福岡県筑紫野市大字山口37-9先			
天拝湖入口(西向き)	福岡県筑紫野市大字山口27-13先			
福岡高等学園入口(南向き)	福岡県筑紫野市大字古賀148-1先			
むさしヶ丘三丁目(北向き)	福岡県筑紫野市むさしヶ丘3-7-12先			
むさしヶ丘三丁目(南向き)	福岡県筑紫野市むさしヶ丘3-6-21先			
むさしヶ丘公民館前(北向き)	福岡県筑紫野市むさしヶ丘2-28-12先			
むさしヶ丘公民館前(南向き)	福岡県筑紫野市むさしヶ丘2-27-7先			
むさしヶ丘団地入口(北向き)	福岡県筑紫野市むさしヶ丘2-7-5先			
むさしヶ丘団地入口(南向き)	福岡県筑紫野市むさしヶ丘2-6-24先			
むさしヶ丘団地東口(南向き)	福岡県筑紫野市むさしヶ丘1-14-13先			
二日市温泉(南向き)	福岡県筑紫野市湯町2-4-12先			
二日市温泉(北向き)	福岡県筑紫野市湯町1-14-3先			
警察署前(西向き)	福岡県筑紫野市上古賀1-10-5先			
警察署前(東向き)	福岡県筑紫野市湯町3-6-5先			
警察署前(南向き)	福岡県筑紫野市上古賀1-10-5先			
警察署前(北向き)	福岡県筑紫野市上古賀1-2-1先			
文化会館前(北向き)	福岡県筑紫野市上古賀1-5-1先			
文化会館前(南向き)	福岡県筑紫野市上古賀2-1-1先			

筑紫野市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
下西山(東向き)	福岡県筑紫野市大字山家1625-3先	筑紫野市と運行業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第2号及び第3号に規定する路線不定期運行及び区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「筑紫野のるーと」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和8年1月21日合意
下西山(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家1629-5先			
浦の下(東向き)	福岡県筑紫野市大字山家3065-1先			
浦の下(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家3151先			
山家ニュータウン(東向き)	福岡県筑紫野市大字山家2868-1先			
山家ニュータウン(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家2927-15先			
山家小学校前(東向き)	福岡県筑紫野市大字山家4341先			
山家小学校前(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家4335-1先			
山家新町	福岡県筑紫野市大字山家5195先			
JR筑前山家駅(東向き)	福岡県筑紫野市大字山家4935先			
JR筑前山家駅(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家4928先			
山家道(東向き)	福岡県朝倉郡筑前町二165-1先			
山家道(西向き)	福岡県朝倉郡筑前町二143-4先			
岡田(東向き)	福岡県筑紫野市岡田2-167-11先			
岡田(西向き)	福岡県筑紫野市大字下見197-12先			
筑紫(東向き)	福岡県筑紫野市大字筑紫611先			
筑紫(西向き)	福岡県筑紫野市大字筑紫611-5先			
筑紫駅	福岡県筑紫野市大字筑紫20-1先			
筑紫神社前(北向き)	福岡県筑紫野市大字筑紫881-1先			

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
筑紫神社前(南向き)	福岡県筑紫野市大字筑紫683-2先	筑紫野市と運行業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第2号及び第3号に規定する路線不定期運行及び区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「筑紫野のると」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和8年1月21日合意
原田三丁目(北向き)	福岡県筑紫野市原田7-2-10先			
原田三丁目(南向き)	福岡県筑紫野市原田3-8-10先			
公園前(北向き)	福岡県筑紫野市美しが丘北2-6-4先			
公園前(南向き)	福岡県筑紫野市美しが丘北2-16-9先			
光が丘一丁目(東向き)	福岡県筑紫野市光が丘1-12-6先			
光が丘一丁目(西向き)	福岡県筑紫野市光が丘2-1-1先			
光が丘二丁目(北向き)	福岡県筑紫野市光が丘1-18-4先			
光が丘二丁目(南向き)	福岡県筑紫野市光が丘2-3-4先			
JR原田駅	福岡県筑紫野市大字原田2243-1先			
原田駅前(北向き)	福岡県筑紫野市原田6-7-5先			
原田駅前(南向き)	福岡県筑紫野市原田4-13-7先			
美しが丘北公民館前(北向き)	福岡県筑紫野市美しが丘北3-2-2先			
美しが丘北公民館前(南向き)	福岡県筑紫野市美しが丘北3-8-3先			
美しが丘北三丁目(北向き)	福岡県筑紫野市美しが丘北3-1-10先			
美しが丘北三丁目(南向き)	福岡県筑紫野市美しが丘北3-9-5先			
光が丘四丁目(北向き)	福岡県筑紫野市光が丘5-18-2先			
光が丘四丁目(南向き)	福岡県筑紫野市光が丘4-11-3先			
美しが丘南(北向き)	福岡県筑紫野市原田5-6-1先			

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
美しが丘南(南向き)	福岡県筑紫野市原田4-2-1先	筑紫野市と運行業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第2号及び第3号に規定する路線不定期運行及び区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「筑紫野のると」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和8年1月21日合意
美しが丘(東向き)	福岡県筑紫野市美しが丘北3-14-4先			
美しが丘(西向き)	福岡県筑紫野市美しが丘南1-2-1先			
老人ホーム前(東向き)	福岡県筑紫野市美しが丘北4-1-4先			
老人ホーム前(西向き)	福岡県筑紫野市美しが丘南3-2-3先			
ニュータウン第一(東向き)	福岡県筑紫野市美しが丘南1-12-1先			
ニュータウン第一(西向き)	福岡県筑紫野市美しが丘南5-5-1先			
学校前(東向き)	福岡県筑紫野市美しが丘南2-10-5先			
学校前(西向き)	福岡県筑紫野市美しが丘南5-9-2先			
ニュータウン第二(北向き)	福岡県筑紫野市美しが丘南2-6-1先			
ニュータウン第二(南向き)	福岡県筑紫野市美しが丘南3-417-58先			

筑紫野市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
下西山(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家1629-5先	筑紫野市と運行業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による自家用有償旅客運送(道路運送法施行規則第49条第1号に規定する「交通空白地有償運送」に限る。)の用に供する乗車定員30人未満の自動車(通称「山家自家用有償バス」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和8年1月21日合意
浦の下(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家3151先			
山家ニュータウン(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家2927-15先			
山家小学校前(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家4335-1先			
山家新町	福岡県筑紫野市大字山家5195先			
JR筑前山家駅(西向き)	福岡県筑紫野市大字山家4928先			
山家道(西向き)	福岡県朝倉郡筑前町二143-4先			
岡田(西向き)	福岡県筑紫野市大字下見197-12先			